

## 「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の設置に関する要望

4月18日付共同通信ニュースによると、厚生労働省は、虐待を受け子どもを受け入れる施設体制や里親制度などを見直すため、「社会的養護のあり方に関する専門委員会(以下「あり方専門委員会」)」を5月に設置する方針を定めました。今までの社会養護は、そのまま「施設養護」であり、親が育てられない子どもは、施設での大集団の生活しか選択肢がありませんでした。子どもを家庭にあずかり育てている私たち里親は、全ての子どもが家庭環境の中で、自分だけを見てくれる大人の手で育ててほしいと願っています。

また、日本政府が批准している「子どもの権利条約」第20条「家庭で暮らす権利」や第12条「意見表明権」など、子どもの権利としての社会的養護のあり方についても、議論をお願いしたいと考えています。

しかし、いくつかの懸念があります。

まず、「あり方専門委員会」の委員に、里親の代表が選ばれるのかという点です。平成14年12月に「児童虐待防止対策に関する専門委員会」が発足しましたが、この委員会には、児童養護施設代表が2人も参加しているにもかかわらず、里親を代表する方は委員にはおりません。もちろん、いずれも児童福祉には造詣の深い方々ばかりですから、里親に関連した意見を十分に出してくださるとは思います。とはいうものの、施設養育の専門家にとり、家庭養育する里親の立場をどこまで代弁できるのか限界もあると思います。

昨年10月に改正された里親制度では、被虐待児を受ける専門里親が創設されました。被虐待児の癒しと回復には、家庭的環境での密な関わりが有効であるとの認識から、専門里親が創設されたと理解しています。にも関わらず、「虐待防止専門委員会」に里親を代表する委員がいないことは、里親側のさまざまな意見が反映されにくいと思います。

この5月に発足する「あり方専門委員会」においても、同じ轍をふまないようお願いしたいと思っています。

昨年公布された「里親の認定等に関する省令」及び「里親の行う養育に関する最低基準」の制定趣旨には、「児童の発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り、家庭的な環境の中で養育されることが必要である。特に、虐待など家庭での養育に欠ける児童を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている。」とありますが、現実には、里親家庭に行く子どもよりも、乳児院で長期間生活する子どもが大半です。「乳幼児は原則里親委託」という方針が打ち出されていないため、乳児院で長期間暮らし、愛着形成ができないままに里親家庭にいき、里親が不必要に苦労している現状があります。

改正要旨の中でも、厚生労働省は「里親が施設かという二者択一という捉え方ではなく」と表現していますが、平成12年度の厚生労働省発表の資料によると、親が育てられない子どもは、大半が児童養護施設・乳児院に行き、里親家庭にいく子どもは6%にすぎません。子どもにとっては、二者択一ですらない厳しい現状があります。

このような状況を鑑み、私たちは里親として「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の設置について、以下の要望をいたします。

1. 「社会的養護のあり方に関する専門委員会」に里親を代表する委員を複数入れてください。
2. 子どもの権利条約第20条にうたわれる「子どもが家庭で暮らす権利」など、子どもの権利を社会的養護のあり方の基本に据えてください。
3. 「乳幼児は原則里親委託」を実現するような、乳児院のあり方をも含めた検討をしてください。

平成15年5月14日

東京都養育家庭連絡会 養育家庭里親有志  
問合せ先 080-3127-9478